

# 保健福祉だより

4月

## ◎事業日程

21	20	6	5	日曜
本	水	水	火	定例健康相談会
育児相談 (体重測定・育児の悩み み相談等のほか子育て 広場もあります)	機能訓練 (後遺症者の集い)	機能訓練 (後遺症者の集い)	定例健康相談会	対象
午前9時30分～11時	午後1時30分～11時	午後1時30分～11時	一般住民	会場
脳卒中及びその他後遺症者	脳卒中及びその他後遺症者	脳卒中及びその他後遺症者	一般住民	月潟地域保健センター

## 年金コーナー

平成17年4月から  
年金制度が  
変わります

将来にわたって「持続可能」で「安心」なものとするために、年金制度が次のとおり見直しされました。

◎国民年金保険料の引き上げ  
國民年金保険料を平成17年度から毎年度280円ずつ引き上げ、平成29年以降は、16,900円（平成16年度価格）で固定されます。

◎国民年金保険料月額（平成16年度価格\*）

年 度	保険料月額	年 度	保険料月額
現 行	13,300円	平成23年度	15,260円
平成17年度	15,580円	平成24年度	15,540円
平成18年度	13,860円	平成25年度	15,820円
平成19年度	14,140円	平成26年度	16,100円
平成20年度	14,420円	平成27年度	16,380円
平成21年度	14,700円	平成28年度	16,660円
平成22年度	14,980円	平成29年度以降	16,900円

現 保 险 料  
13,300円 ↓ 成 度  
平 17 年 度  
13,580円

になります。

合併後のし尿のくみ取り(簡化版を除く)について  
新潟市との合併により、し尿処理の取扱いは4月1日から新潟市の制度に統一されます。  
くみ取りの収集方法(いずれか選択できます)  
①徒量制 収集業者に連絡してくみ取りを依頼する。料金→180円につき112円(H17予定)  
②定額制 每月1回、定期的にくみ取りを行う。料金→1人1ヶ月370円(2回目以降1回につき515円を加算)  
※事業所などは徒量制が適用されます。  
くみ取り  
①、②とも2ヶ月に1回(偶数月)、納入通知書(請求書)が発行されますので銀行等の金融機関(郵便局を除く)または、市の窓口(各支所等)で納めてもらうことになります。希望する方は、口座振替で納めることが出来ます。(注)今までのように収集業者が集金することはありません。  
なお、し尿のくみ取りをされている世帯へ「合併後のし尿のくみ取りについて」の詳しい説明書をお送りしています。くみ取りをしているが2月末日現在で何も送られてこなかった方は、白根地域広域事務組合環境課(☎371-5070)までお問い合わせください。

## 月寿荘の利用について

新潟市との合併により、月寿荘の利用時間等が左記のとおり変更しますのでお知らせします。

### ○休館日

月曜日、祝日(月曜日が祝日の場合は火曜日)1月2・3日、5月4日、8月13・15日、12月29・31日

午前9時～午後4時30分

60歳以上の方は、利用証の提示により無料となります。

60歳以上の新潟市民であることを証明するもの(運転免許証、健康保険証など)を持参のうえ、月潟支所(月潟村役場)へお越しください。代理の方が来られても結構です。

59歳以下の方が月寿荘を利用される場合、新潟市内に住所のある方は利用料が安くなりますので住所が確認できるものを月寿荘窓口にご提示ください。

### ○利用時間

60歳以上の新潟市民であることを証明するもの(運転免許証、健康保険証など)を持参のうえ、月潟支所(月潟村役場)へお越しください。代理の方が来られても結構です。

59歳以下の方が月寿荘を利用される場合、新潟市内に住所のある方は利用料が安くなりますので住所が確認できるものを月寿荘窓口にご提示ください。

60歳以上の方を募集しています。先ずは入会説明会にご参加ください。

シルバー人材センターでは、仕事を通じて地域に貢献する健康で働く意欲のある、概ね60歳以上の方を募集しています。

シルバー人材センターでは、仕事を通じて地域に貢献する健康で働く意欲のある、概ね60歳以上の方を募集しています。先ずは入会説明会にご参加ください。

## 税務署がらのお知らせ 合併に伴う税務署の変更はありません。

新潟市と合併し、新潟市となります。従来どおり巻税務署が管轄します。なお、住居表示変更に伴う届出等の手続きは必要ありません。

## シルバー人材センター 入会説明会

37312154

○とき 3月25日(金)

○と 午後1時30分

○どろ 白根市産業厚生会館(1F大会議室)

○問い合わせ 白根地域シルバー人材センター

## 犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

平成17年度の犬の登録と狂犬病予防注射が次のとおり実施されます。

あなたの愛犬もお近くの会場で受けください。

(1)日程  
4月7日(木)

・月潟支所 午後2時～2時20分まで  
・西公民館 午前10時30分から  
午後2時～2時20分まで

・曲通多目的共同利用施設  
午前11時～午後2時20分まで

・大別三集落連携セントラル  
午後2時～2時20分まで

・月潟支所 午後2時～2時20分まで

※この会場の他、新潟市内いずれの会場でも接種できます。動物病院でも(ハガキ持参のうえ)個別注射はできますが、料金は集合注射と異なります。

(2)用意するもの  
・注射料金(3,100円)  
・事前に送付された申請ハガキ(必ず裏面の問診票を記入し、飼育者氏名捺印してください)

※新しく犬を飼い始めた方は

・犬が逃げ出したり、死亡したり、また他人から譲り受けた場合は、月潟支所まで届け出してください。

・妊娠している犬は、当日注射を受けることができません。

・お近くの動物病院に相談してください。

登録および注射料金  
6,100円

印かん  
が必要となります。

(3)その他注意いただくこと  
・つり銭のいらないよう準備してください。

・届け出さない場合、お近くの動物病院で診察を受けた上で、注射を受けられることがあります。

・首輪、引き綱を点検し、犬が逃げ出さないように、また犬を制御できる人が連れられて来ます。

・病気等でどうしても注射を受けられない場合、獣医師発行の「狂犬病登録明書」を提出してください。

・チリ紙と一緒に、犬の写真と一緒に、チリ紙を持参してください。

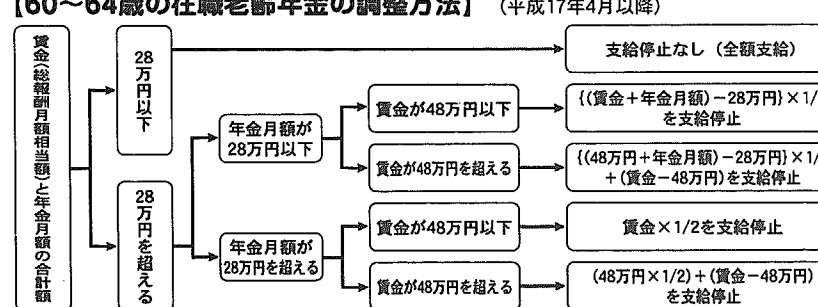
・犬が逃げ出したり、死亡したり、また他人から譲り受けた場合は、月潟支所まで届け出してください。

・妊娠している犬は、当日注射を受けできません。

・お近くの動物病院に相談してください。

## 60～64歳の在職老齢年金の調整方法

(平成17年4月以降)



※ここでの賃金とは、毎月の給料(標準報酬月額)と直近1年間に受けたボーナス等(標準賞与額)の総額を12で割った額との合計(総報酬月額相当額)をいいます。  
※年金額に加給年金額は含まれません。

○若者の保険料納付猶予制度  
本人の所得が少なくても世帯主の所得が多いと保険料免除にはなりませんでした。

今回の改正により、20歳台の若者については本人と配偶者の所得で判断する仕組ができました。

1号被保険者期間(全額免除、半額免除、学生期間を除く)は反映されません。

老齢基礎年金の受給資格期間とは違い、障害基礎年金の受給資格期間に算入されますが年金額には反映されません。

未納期間とは違い、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

老齢基礎年金の受給資格期間は10年以内に返納すれば、老齢基礎年金額に反映されます。

改定後は、この2割支給停止が廃止されます。

これにより年金額(月額)と賃金の合計額が28万円以下の場合、年金は全額受けられ